解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

栃木県宇都宮市若草一丁目一〇番六号
社団法人栃木県軍恩連盟
清算人　坂本　明雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年二月八日開催の臨時組合総会の決議により平成二十二年三月三十一日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

千葉市中央区本町三丁目二番一九号ジュネス本町六〇一
特定非営利活動法人家庭共育研究所よくなるクラブ
清算人　田中由紀子
清算人　橘川のり子
清算人　井上美知子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都千代田区二番町一―二番町ハイム三三五号
特定非営利活動法人日本エンタテインメント・アーカイブス事業支援機構
清算人　廣瀬　隆一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

埼玉県富士見市大字下南畑三七六七番地一
富士見市竹ノ内工業団地協同組合
代表清算人　市川　浩

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月二十九日開催の社員総会の決議ならびに外務大臣の認可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都中央区銀座五丁目一五番八号
社団法人外交知識普及会
代表清算人　齋藤　邦彦

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月三十一日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都千代田区富士見二丁目五番三号
富士見二丁目北部地区市街地再開発組合
清算人　岡山　裕明
清算人　葛和　正道
清算人　小谷　嘉明
清算人　逆井　耕一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年四月五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

石川県金沢市松村五丁目六六番地
金沢市松村第二土地区画整理組合
清算人代表　金原　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

長野県長野市大字鶴賀緑町一五九六番地
医療法人博愛会
清算人　高木　清

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月二十四日開催の理事会の決議により、平成二十二年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

愛知県碧南市山神町八丁目三五番地
社会福祉法人碧南市社会福祉事業団
清算人　杉浦　邦俊

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

京都府与謝郡与謝野町字三河内小字梅谷二八番地
財団法人コミュニティ野田川
代表清算人　吉岡　清行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月十四日開催の社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

岡山市北区津高一四四四番地六三
社団法人岡山県警友会
代表清算人　勝山　義久

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年三月十日宮崎県知事の解散命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

宮崎県小林市東方二八六九番地一
清算法人東方土地改良区
清算人代表　上原　秋良

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

鹿児島市鴨池新町二一番一号
社団法人鹿児島県管工事業協会
清算人　青木英一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

仙台市宮城野区鶴ヶ谷北一丁目一六番二一号
特定非営利活動法人瑞祥流吟詠吟舞会
代表清算人　髙橋　順

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三日開催の社員総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

埼玉県久喜市鷲宮六丁目一番三号
社団法人鷲宮町シルバー人材センター
代表清算人　小林　運子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月五日開催の社員総会の決議及び平成二十二年三月二十四日付埼玉県知事の承認により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲八九番地一
社団法人菖蒲町シルバー人材センター
代表清算人　吉野　廣好

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

さいたま市大宮区桜木町二―四六二
特定非営利活動法人国際カウンセリング研究所
清算人　秦　哲美